

広島県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	三原市久井町坂井原字安藤一四八番一地从先から 三原市久井町坂井原字安藤一四一番一地从先まで	平成二〇年六月九日